

平成 27 年第 3 回定例会 文教常任委員会

平成 27 年 12 月 14 日

谷口委員

では、私からも県立高校改革についてまず何点かお伺いをしていきたいと思
います。

最初に、今日も質疑ありましたけれども、インクルーシブ教育についてお伺
いしていきたいと思います。今回の実施計画の I 期の 10 ページに出ております
けれども、今回の 12 月議会でも我が会派の佐々木議員からインクルーシブ教育
については質問させていただきました。その中で教育長の御答弁の中で、パイ
ロット校の指定については先ほどからお話ありました小中学校におけるみんな
の教室モデル事業との継続性を踏まえて行う。それから入学者選抜については
パイロット校 1 校当たり 1 学年当たり 20 名程度を学力検査によらない方法で受
け入れていくというような御答弁をいただきました。

今後、受入れをしっかりとやっていただいて、そして最後、卒業後の進路につ
いてもしっかりとケアをして面倒を見ていただくという、そういう一貫通貫し
た取組が大事だと思いますので、そういった観点も含めてちょっと何点かお伺
いをしたいと思いますけれども、まず、今回の資料の 10 ページにあります I 期
の行程表の中で、平成 28 年度、来年度についてはパイロット校で知的障害のあ
る生徒の受入れ体制の整備というふうになっています。これは、具体的にどう
いうふうに固まっていくのか、まずお伺いしたいと思います。

インクルーシブ教育推進課長

まず、体制整備といたしましては、生徒の受入れに当たって、中学生がパイ
ロット校での学習ですとか部活動、学校行事といったことを知って、志願先と
なる学校についてよく理解していただくことが大切だと考えています。そのた
め、パイロット校では、中学生に向けて、連携型中高一貫教育に基づく生徒の
交流ですとか、連携活動を設定しまして、平成 28 年度中に実施していく必要が
あると考えています。

具体的には、パイロット校が学習内容や学校生活について説明を行う学校説
明会といったものですとか、授業を見学することができる、授業を体験してみ
ることができるような催し、そういったことに向けて取組を進めてまいりつも
りしております。

また、平成 28 年度に行う入学者選抜の方法につきましては、知的障害のある
中学生が高校で学びたいという意欲を見る必要がありますので、学力検査には
よらないで、面接などによる実施などについて検討を進めてまいります。

また、パイロット校では、知的障害のある生徒を平成 29 年度から受け入れて、
しっかりと指導することができるように、3 年間を見通した教育課程の編成や
個に応じた学習指導のあり方、また進路指導を含む計画的なキャリア教育など、
入学した生徒が卒業時には希望する進路に進むことができるように検討を行っ
てまいります。

谷口委員

学校説明会とか、それから来ていただいて、見学をしていただく機会をつく

るということなのですが、平成28年度中のいつぐらいまでにやろうとお考えな
んですか。

インクルーシブ教育推進課長

何分入試を行う時期が平成28年度の2月あたりとなる見込みでございますので、少しでも早く4月に中学生が学校のことをよく知っていただくことが大事だと思っておりますので、平成28年度のできるだけ早い段階でそのような授業を打っていければというふうに検討を進めてまいります。

谷口委員

是非、来年の4月以降早い時期に実施していただくようお願いしたいと思
います。それで、これは佐々木議員からも本会議で要望させていただきました
けれども、質問もさせていただきましたけれども、受け入れる教員の方々の専
門性とか、技術とか、そういったことをしっかりと高めていくようにしてい
かないと、うまくいかないというふうに思うんですけれども、そうした点につ
いてはどういうふうに具体的に取り組んでいくのか、お伺いしたいです。

インクルーシブ教育推進課長

インクルーシブ教育に関わる教員の専門性を向上させる手立てですが、まず
今年度から総合教育センターにおける研修におきまして、教員が経験年数に
応じて受講する全ての基本研修ですとか、あるいは管理職を対象とした研修に
インクルーシブな学校づくりをテーマとした講座を設定しております。また、
来年度から新たな研修の取組といたしまして高等学校の今度は学習指導にお
いても、指導的な役割を担う教員を対象といたしまして、支援が必要な子供
も含めた全ての子供たちにとって分かりやすい授業づくりですとか、個別の
教育的ニーズに応じた効果的な学習支援の具体的な手立て、そういったもの
について研修を行うこととしております。

さらに、各パイロット校では、県教育委員会が支援をしながら、授業の進
め方ですとか、学級における生徒との関係づくり、そういったことについて、
校内研修を充実させることによって、各パイロット校におけるインクルーシ
ブな学校づくりに向けて教員の専門性の向上を図ってまいります。

谷口委員

最初の部分は、ちょっと大体どういう規模で具体的に進めていかれるん
でしょうか、センターでは。

インクルーシブ教育推進課長

基本研修といいますのは、基本的に初任者研修、1年目の先生です。それ
から2年研修、5年研修、10年、15年、25年といったように、経験年
数の節目、節目で受ける研修のことでございますが、それらの研修全てに
インクルーシブな学校づくりに係る研修を設定しておりますので、規模と
してもかなり多くの先生が受講できる体制をとっております。

谷口委員

続いて、みんなの教室モデル事業を来年度から実施する三つの地域の中
から今回パイロット校を指定したということなんですけれども、モデル事業
を行う3地域、どこなのか、ちょっと具体的にお伺いしておきたいと思
います。

インクルーシブ教育推進課長

来年度、みんなの教室モデル事業を実施する地域でございますが、これまで、県教育委員会では県内の各市町村教育委員会と調整を行ってまいりました。その結果、湘南地域、県央地域、県西地域の三つの地域で実施する予定となりました。さらにモデル事業にお取り組みいただく市町村教育委員会といたしましては、その湘南地域ではまず、今年度既にお取り組みいただいております茅ヶ崎市に引き続き実施していただく予定であるのに加えまして、新たに寒川町にもお取り組みいただく予定です。そして県央地域では厚木市、県西地域では南足柄市にそれぞれみんなの教室の取組を進めていただく予定であります。県教育委員会では、今後各市町の教育委員会と連携しまして、小中学校から高校まで連続したまなびの場でインクルーシブ教育を実践してまいります。

谷口委員

それで、各パイロット校とそれから連携型の中高一貫教育によって連携をする中学校で、その中学校で今後、しっかりと情報提供、それから適切な進路指導、こうしたことをしっかりと行って行って、しっかりとインクルーシブのパイロット校での受入れがスムーズに行くように、しっかりとやっていかないといけない。また保護者の方への説明も含めてやっていかなければいけないと思うんです。具体的にどういうふうに取り組んでいくかお尋ねします。

インクルーシブ教育推進課長

御指摘のとおり、入学する生徒にとって、パイロット校での学校生活を充実したものとするためには、パイロット校や連携する中学校のまずは教職員、それから生徒、保護者の皆さんに加えて、地域の方々にも御理解いただくことが大切だというふうに考えています。そのため、中学校での進路指導のスケジュールをしっかりとまずは踏まえさせていただいた上で、今年度中に中学生や保護者の皆さんへの説明会などをまず開催していくこと、そして平成28年度には先ほども申し上げましたが、交流連携事業ですとか、入学者選抜の仕組みをつくって実施をしていくこと、それから平成29年度からは実際に生徒の受入れが始まりますので、教育課程やキャリア教育などについてまずしっかりとした仕組みをつくって実施していくこと、そのようなことをきちんと御理解をしていただきながら、進めていくことが重要だと思っております。

また、地域の皆様に御理解いただくことにつきましては、開かれた学校づくりですとか、共生社会づくりの観点からも必要なことと考えておりますので、関係する市町村教育委員会とか学校などとも調整しながら、説明会を行ってまいろうと思っております。

谷口委員

是非、丁寧な説明、また地域の方々への情報提供、説明等しっかりと行っていただけて今回のこのインクルーシブ教育の推進に当たってはスムーズに皆さんが喜んでいただけるように、しっかりと進めて行っていただきたいというふうに思います。

それで、もう1点県立高校改革の中で、8ページに外国につながるのある生徒への教育機会の提供と学習支援ということで、新たに新規の対象校の拡大をされておりますけれども、海外から戻ってこられた方、また地域で外国につな

がりがある生徒さんもたくさんいて、この需要が高まってきていると思うんです。そういう中で、この在県外国人等特別募集、それから海外帰国生徒特別募集については平成27年度、28年度と定員枠を広げていただいていますけれども、更に今後地域差とか、年度によって出こみ引っ込みはあるかもしれませんが、基本的にはこれからまだ増えてくると思われまます。そういう中で実情も含めてお伺いしたいと思ひますけれども、現在の在県外国人等特別募集の志願資格と実施校、また全体の受検状況についてお伺ひします。

高校教育課長

まず、在県外国人等特別募集の志願資格でございますけれども、外国の国籍を有する者で、入国後の在留期間が通算で3年以内というふうになっております。また、在県外国人等特別募集の実施につきましては、平成8年度入学者選抜から神奈川総合高校で開始しまして、現在は鶴見総合、平塚湘風、相模原青陵、橋本、有馬、座間総合、愛川、相模向陽館、そして横浜市立横浜商業高校の10校で実施をしております。受検者につきましては、平成25年度は90名でございましたが、平成26年度には109名の募集定員に対しまして115名が受検し、平成27年度の入学者選抜では、こういうことを踏まえまして、鶴見総合高校で募集定員を5名増やして募集定員を114名としたところ、受検者数は115名でございました。

谷口委員

増えてきているということ、よく分かりました。それに対応して、枠も増やしていただいているということなんですけれども、今回の実施計画の中で、先ほど言われた現在の受入れ対象校に加えて5校、追加をされていますけれども、これはどういう考えというか、どういうコンセプトの下でこの高校を選んだのか伺ひます。

高校教育課長

拡大についての理由でございますけれども、これまで、受検者の多かった横浜地区に加えまして、その近隣の川崎地区に新たな実施校を増やして生徒のニーズに応えるようにいたしました。また、これまで実施校のなかった中・県西地区にあります伊勢原高校を新たに実施校として設置することによりまして、地域バランスに配慮しながらということでの拡大をしたものでございます。

谷口委員

一方で、海外帰国生徒特別募集ですけれども、これについても志願資格とそれから実施校、また全体の受検状況について確認をしたいと思ひます。

高校教育課長

海外帰国生徒特別募集は昭和57年度から取り組んだものでございます。志願資格といたしましては、保護者の勤務等の関係で継続して2年以上外国に在住して帰国して3年以内ということでございます。分かりやすく言いますと、平成28年度の入学者選抜であれば、平成25年4月1日以降に入国した者となっております。現在、実施校は神奈川総合高校、横浜国際高校、新城高校、鶴嶺高校、弥栄高校、それから横浜市立東高校の6校で実施をしております。受検者は募集定員70名に対しまして、平成25年度では64名、平成26年度では74名、平成27年度は71名でございました。

谷口委員

こちらも2校追加、今回拡大をしていますけれども、これの理由についてお伺いしたいと思います。

高校教育課長

拡大の理由でございますけれども、これまで受検者が多かった横浜地区の学校は継続いたしまして、加えてこれまで実施校のなかった中・県西地域と県央地域を新たに設置をいたしまして、全県の地域バランスに考慮して配置したものでございます。

谷口委員

これは、具体的に今後枠は増やすことによってこの中に数字は入っていないんですけれども、どういうふうに今後、対象校は増やしたわけですが、それぞれの受入れの枠とかその辺はどういうふうに考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

高校教育課長

御質問ありました。在県外国人等特別募集及び海外帰国生徒の特別募集につきましては、今回の実施計画Ⅰ期による実施、その後の社会状況の変化や生徒の動向などを踏まえまして、予定では平成34年の実施計画Ⅲ期の策定時に必要に応じて見直しを図ってまいりたいと考えております。

谷口委員

それで、実際、地域でも御要望があったり、でこぼこ、引っ込みはあるかもしれないんですけれども、基本的には増えていく傾向にあると思いますので、そういうことに対応して今回、拡大をしていただいたかと思うんですけれども、是非ともしっかりと今後、意欲のある生徒さん、受入れをしっかりとさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、県立高校の改革のちょっと最後に少しだけ、全体像をお伺いしておきたいんですけれども、先ほどからちょっと質問もありましたが、今回の再編・統合によって、全体の学級数というのは現在どれだけあって、全体としてどの程度になるのか。Ⅰ期目です。ちょっとその辺まず、確認をさせていただければと思います。

梶県立高校改革担当課長

現在、来年平成28年3月での卒業、中学校卒業の見込みでは7万人を超えているその生徒でございますが、今年度の定員についてはもう既に募集定員等の発表が行われておりますので、平成28年4月に入ってくる生徒さんの募集定員受け止めの後からは毎年減っていく状況でございます。ですので、この後、各学級の規模につきましては少し変動が出てくる。むしろ現状、あるいは現状から少し減っていくというところも出てくると思いますが、先ほどもお話しさせていただきましたように、いわゆる1学年に10学級の規模というのがやはり生徒の実情とか指導上の問題から考えて、実施できるところ、できないところもございまして、今の状況からは今後減ってまいりますので、大体各学校の設置状況、キャパによっては違いますけれども、8学級から9学級というところで大体おおむね今の学級数、規模で収まっていくだろうというふうに考えています。

谷口委員

まだはっきりしない部分があるんでしょうけれども、現状はそんなに学級数が減るわけではないというそういう認識でいるということでしょうか。

梶県立高校改革担当課長

そのとおりでございます。

今回、学校の規模についてはクリエイティブスクールあるいはインクルーシブの指定を受けた学校については1学級7あるいは6といったようなところを除いては、先ほど申し上げたような形でございます。

谷口委員

それで、学級数もまだ具体的にはこれからということなんでしょうけれども、そうすると、教職員の方の数についても再編・統合によって大幅に減るようなことはないという認識でよろしいんでしょうか。

教職員人事課長

今お話ございましたように、高等学校の場合は、各学校の収容定員で教員の数が決まります。ですので、先ほどから話題になっております再編・統合でありますと、規模が全体が大きくなりますので、学校単独で見ますと、教職員定数は増えます。ただし、それぞれ例えば小規模校、1学年6クラスの学校が二つあったとする場合に、二つの学校が単独であると比べれば管理職も含めて教員の定数というのは大きくなった学校の方がより少なくなる。ですからそれは減員要素です。ただし先ほどお話が出ておりますインクルーシブ教育の支援を要する生徒さんたちの対応についてはどういう体制を組むか、あるいは教育課程の見直しをどういう方向でやるのかによってもまた総合学科というのは全体的に教員定数が大きくなりますので、そこを通常の普通学科に変えていけば、またそこは減の要素ということ、そういった増減の中の入り組みの中で教員定数を考えていく要因になってまいります。いずれにいたしましても、この県立高校改革の眼目でございます生徒主体の教育環境が整えられるよう基本的には標準法の下で加配等も活用しながら適正な教員定数管理をしてまいりたいと、かように考えてございます。

谷口委員

そうすると、今後の採用計画についてもそれに基づいて検討していくということだと思えるんですけども、いずれにしても、先ほどお話しありましたように、インクルーシブ教育、それから様々今回の改革の中で、専門性が求められる部分もたくさん出てまいりますので、当然加配も含めて生徒を第1、スチューデント・ファーストということで是非教える側の教職員の皆さんも本当にいい環境でそして生徒のためにやれる、そういう是非環境づくりをしていただきたいことを要望しておきたいと思えます。

それで、次は直接県校改革というわけじゃありませんが、今回の議案の中にもあります奨学金の制度についてお伺いしておきたいと思えます。

これは、高橋委員長が本会議で質問してその後、この前の議会でも私も質問させていただきましたけれども、今回、ちょっと加算制度について、前回にもお伺いをしましたけれども、また入学当初の1年生のときは2万円ということ、現状どおりなんですけれども、2年生、3年生と基本的に半分になってしまう

ということの中で、加算制度を併せてつくるということなのですが、先にどういった場合に加算を行うのか、まず確認をしておきたいと思います。

教育局財務課長

加算要件といたしましては、3点考えてございます。一つ目は、勉強に取り組む、学業成績が一定水準以上の方、二つ目といたしまして、部活動や生徒会活動などに積極的に取り組んでいる方、それから3番目としまして、将来の目標に向けて国家資格等の取得を目標している方、これはいずれにも該当するというのではなくて、いずれかに該当する方については加算をしたいというふうに考えております。

谷口委員

半分になってしまう、公立の場合は半分になってしまうということで、減ってしまうというんですね、という認識が強くなると思うんです。そういう意味で先ほどから、周知もしっかりやってくれというお話もありましたけれども、個の加算の要件、具体的に今3点あげていただきましたけれども、まず最初に学業成績が一定水準以上とありますけれども、今度具体的にどの辺に線引きをするのか。ちょっと教えてください。

教育局財務課長

この加算要件につきましては、奨学生の中でも特に勉学意欲が強い生徒対象ということで考えてございまして、加算の対象となる高校2年生以上の生徒の成績を見ますと、学業成績の中間ラインというのは3.5から4の間にいらっしゃるというようなことですので、ここの下のライン、3.5以上を一定の水準にしたいと考えております。これによりまして約6割の生徒さんが加算対象になります。

谷口委員

3.5以上で6割の生徒さんをカバーできるということですね、分かりました。それで次が部活動等で取組が優秀ということなのですが、これについてはいかがですか。

教育局財務課長

この加算要件につきましては学校での活動に意欲的に取り組んでいる生徒さんを対象に考えてございまして、具体的には、日頃から部活動、それから生徒会活動等で積極的に取り組んでいる生徒、それからしっかりと学校に通っている生徒さんで、前年度欠席日数が7日以内の生徒さん、こういった方を対象にしたいと考えております。

谷口委員

前年度の欠席が7日、休んだのが7日以内、しっかり部活動をやっているということだと思います。分かりました。

では、国家資格についてはどういうふうに具体的にやっているのでしょうか。

教育局財務課長

この加算要件につきましては、将来進みたい道に向かって国家資格等の取得を目指している奨学生に対しまして積極的に支援をしたいということで設けた制度でございまして、加算の対象となります具体的な資格試験につきましては、学校教育法施行規則に基づきまして、高校の単位として与えることができる資

格を定められてございます。そうしたものを対象にしたいと考えておりますけれども、具体的には、英語検定、簿記検定、それから危険物取扱者などをはじめといたしまして、高校在学中に取得が可能でありまして、特定の学科に偏ることなく、延べで申しますと180程度の資格が該当してございます。こうした資格を加算要件といたしまして、生徒個人個人の夢や理想に沿った選択ができるのではないかと考えております。

谷口委員

これは、取得の意欲がある生徒さんということでもいいですね。

教育局財務課長

これは、加算の申請に当たって取得の意欲を見せていただきたい。自分が将来どういった人になりたいという意欲によって加算をさせていただきたいと考えてございます。

谷口委員

例えば、在学中に途中で挫折してしまったとかいう場合にもひよっとしたらあるかもしれません。そういう場合はどういう対応になりますか。

教育局財務課長

一応、年度当初の時点、申込みの時点で意欲を見せられた方につきましては、貸付けを行っていきたいと考えております。ただ、単年度単年度の貸付け決定でございまして、翌年度にどういった取組姿勢をお持ちになるかによって、変わってくるというふうに思います。

谷口委員

最後に、先ほども質問ありましたが、返還しなければいけないということが卒業後直面するわけで、しっかりその辺のことも借りるときにあくまでも無利子だけれども、返還をしなければいけないということをしつかりと保護者の方もそうですし、御本人もしつかりと認識をしておいていただかなければいけないと思うんですが、その点について、具体的にどういうふうにそこら辺を進めていこうというお考え何でしょうか。

教育局財務課長

やはり将来的には返していただかなければいけませんので、借りの段階から認識をしていただきたいと、これはもちろんでございます。加算を希望する生徒さんからは学業に対する意欲ですとか、何のために奨学金を借りののか、あるいは借りた奨学金の返還に向けた考えを生徒さん御自身から書面を提出していただきたいと考えてございます。そうした上で、日頃の取組姿勢ですとか、見ております学校の推薦を求めています。加算を希望する方にはしっかりと御自分の意志を我々に訴えていただきたいと思っています。

谷口委員

具体的にどういうふうな、例えば何字以上とか、そういうのがあるんですか。

教育局財務課長

今後に向けて、様式の検討に入っておりますけれども、今考えておりますのは、字数ということではなく、大体A4半ページから1ページぐらいのものを書いていただきたいというふうに思っております。必須項目についてはその様式に埋め込むような形で様式化したいと思っております。

谷口委員

上限が下がることによって、どうしても加算部分をお借りしたいという生徒さんもたくさんいらっしゃると思いますので、ここはしっかりと説明をしていただくと同時に、後の返還に向けてもしっかりと周知していただくようお願いしたいと思います。

それと併せて、この前本会議で質問させていただきましたけれども、貧困の問題もあらゆる世代、あらゆる親の世代、また、御本人もそうですし、あらゆる階層にも及んできていますので、将来的にはこれの加算分をもう一回上、3階建とかそれからまた給付型についても是非検討していただくように、お願いをしておきたいと思います。

次に、特別支援学校についてお伺いをしたいと思います。

私は地元が大和ですので、大和には特別支援学校がないということで、もうずっと地域の障害をお持ちのお子さんの保護者の方から早くつくってほしいというお声もいただいております。全体としてもこの委員会でも質疑がこれまでもあったように、過大規模化が進んでいるということでその取組については今度もえびなが開校になりますし、取組を進めていただいていると思いますけれども、いずれにしても、現状ではまだまだ足りないという状況であります。

ちょっと、テクニカルな話になりますけれども、小中学校とか高校では教育法に基づく設置基準が定められていて、面積とか様々なことが細かく定められているんですけれども、この特別支援学校についてはこの設置基準がありません。この点についてちょっと幾つかお伺いをしておきたいと思うんですけれども、何で特別支援学校については設置基準が定められていないのか、まず確認をさせていただきたい。

特別支援教育課長

特別支援学校の設置基準が定められていないことにつきましてですけれども、国の考え方といたしまして、特別支援学校は在籍いたします児童・生徒等の障害の状況に応じ、必要となる施設や設備が様々であることなどから、施設設備について一律の基準を定めることは困難であるという考え方を持っております。

谷口委員

設置基準がない中で、今御説明あったように、障害の状況等で一律に決めることは困難であるということで、決められていないということなんですけれども、そういう状況の中で、県として何を基に設置についてこれまで進めて来て、今後も進めていくか、特別支援学校の開設等についてはどういう考えの下でやっているのか、また今後進めていくのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

特別支援教育課長

まず、新校の整備に当たりましては、文部科学省が特別支援学校の計画や設計に当たっての留意事項につきまして、特別支援学校整備指針というものを示しております。これに配慮するとともに、特別支援学校の状況により医療ケア等の充実や就労の促進、地域のセンター的機能の発揮など、特別支援学校として役割を果たす上で必要な施設・設備を設けるといった視点で設計を行ってお

ります。特別支援学校におきましては、幼稚部から専攻科まで3歳から18歳、それ以上の年齢の方が在籍しています。幅広い年齢の児童・生徒が在籍するところ、さらに先ほど申し上げましたように、障害の状況が様々でございますので、それに合わせて教育的なニーズも多様になります。特別支援学校で求められている教育的な内容、あるいは社会地域から求められることによって、時代によっても様々な役割が求められますので、特別支援学校の整備に当たりましては、設置者である神奈川県教育委員会として地域の状況を踏まえながら創意工夫を凝らし、柔軟な設計を行っているところでございます。

谷口委員

文科省が出している整備指針について、もうちょっと具体的にどんなものなのか、できれば説明していただきたい。

特別支援教育課長

文部科学省が示しております特別支援学校の整備指針でありますけれども、主に例えば施設計画でありますとか平面計画、各教室、特別教室などの物理的な設計であるとか、環境整備について定めたものでございます。あるいは今回、屋外の運動場といったものについても細かくニーズに応じた状況で指針として示しております。

谷口委員

それで、先ほど過大規模化の話もさせていただきましたけれども、今、県として現在の過大規模化の問題に対してどういう対応をしていくのか、改めて確認しておきたいと思っております。

特別支援教育課長

既設の特別支援学校の過大規模化に対しましては、まなびや計画に基づきまして計画的に新校の整備を進めております。また、近隣の県立学校の教室を利用しまして、分教室20箇所設置をしております。更に、既設の学校につきましては、校舎の増築等を行っております。そういった対応での過大規模化に向けた対応をしております。さらに、平成28年4月にはえびな支援学校を開校いたします。さらに、秦野養護学校小・中学部を設置いたしますので、そういった中で近隣の特別支援学校の過大規模化の改善が図られているものと考えております。

谷口委員

最後に、この設置基準、施設の細かな基準が定められていないことについて、県はどのように考えているのか。また国に対してはどうか、やはりつくってもらった方がいいというような働き掛けをしようと思っているのか、その辺を最後にお伺いします。

特別支援教育課長

先ほどもお答えさせていただきましたけれども、整備指針に基づきまして教育的なニーズに応えるために、柔軟な対応をしております。そういった中で、地域の状況も考えながら、全国一律の設置基準を設けるということは県といたしましては適切でないというふうに考えておりますので、国に対して設置基準の制定を働き掛けるといった考えは現在のところ持っておりません。

谷口委員

今お話を伺っていると、設置基準のような形でかちっと面積等も含めてこうしなさいというのになってしまうと、反対に進めづらくなってしまいうんじやないかなという感じもするんですが、その点についてどういうお考えか最後にお伺いしたいと思います。

特別支援教育課長

委員御指摘のように、やはり特別支援学校につきましては、まず、先ほど申し上げましたように、生徒の状況、体の大きさから一人一人が必要とするスペースの広さなどが本当に様々でございます。さらに、グループとしましても、学級編制が単一学級ですと、6人から8人、重複学級ですと3人という学級編制になりますけれども、子供たちの集団活動を保障するためには様々なグループ編成を必要としてまいります。集団活動は学年単位であったり、学部単位ということで、いろいろな形での多様なスペースが必要になってまいりますので、そういった意味において一律の基準を設けることによって、教育の多様性というものが損なわれる可能性がありますので、そういった中で一律の基準ではなく、整備指針に基づいてニーズに応じて対応してまいりたいと考えております。

谷口委員

整備指針に基づいて今後進めていくということ、また細かく定められる設置基準なるものがあると余計推進をしづらくなる部分もあるということもよく分かりました。ただ、過大規模化についてはまだまだこれは課題として大きく残っておりますので、そこはしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

次に、夜間中学についてお伺いをしたいと思います。

6月の常任委員会でも質問をさせていただきましたけれども、そのときには、夜間中学が設置された経緯とか、県の取組等についても答弁を頂きました。その後、6月に質問させていただいて、7月以降国でも超党派の議連等の動きもあって、様々なことが進んでいると伺っておりますし、また通知も出て、新たな動きも出ているかのように伺っております。そこでちょっと最近の動きについて何点か確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、これはもう確認ということになるんですが、県内の夜間中学の状況をまず改めてお伺いしておきたい。

子ども教育支援課長

県内の夜間中学の状況ですが、まずいわゆる夜間中学は義務教育を終了していない15歳以上の方を対象に夜間に設置された中学校夜間学級といたしまして、本県では横浜市の蒔田中学校、川崎市の西中原中学校の2校に設置されてございます。平成27年度6月末時点でございますが、在籍人数は蒔田中学校が20名、西中原中学校が19名となっております。本県の夜間中学で学んでいる方の状況でございますが、平成27年6月末時点で、在籍者の79.5%が外国籍の方となっております。また、年齢構成は15歳から19歳の方が最も多いものの、60歳以上の方まで様々な年齢層の方が在籍しております。

谷口委員

それで、先ほど冒頭申し上げました国が出した夜間中学に関する通知については、どのような内容になっているか、お伺いします。

子ども教育支援課長

通知でございますが、7月30日付で文部科学省の初等中等教育局初等中等教育企画課長の名前で、義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方についてという通知がございました。これまで国は一度中学校を卒業した者が再入学を希望した場合の考え方については、明確に示してございませんでした。そのため、例えば不登校などによって十分な教育を受けられないまま学校の配慮等によって中学校を卒業した方が中学校夜間学級に入学を希望しても、一度中学校を卒業したということを理由に基本的には入学が許されていないという事態が生じてございました。

今回の通知では、こうした入学を希望する既卒者の夜間中学校でも受け入れを可能とすることが適当であるとしております。

谷口委員

その通知を受けて、県としてはどういうふうな対応をしているのか、お伺いしたい。

子ども教育支援課長

この通知でございますが、不登校や様々な事情によって十分な教育を受けることなく中学校を卒業した方々にとって夜間中学校が新たな学び直しの場の一つになることを示したものと受け止めてございます。そこで、県教育委員会といたしましては、各市町村教育委員会に行ける夜間中学ですとか、学び直しの場に関する状況等把握するため、11月末に県内全ての市町村教育委員会に対してアンケート調査を行いまして、現在はそのとりまとめを行っているところでございます。

谷口委員

アンケートをやっている、11月中に終えたということなんですけれども、アンケートの内容はどういう内容なんですか。

子ども教育支援課長

アンケートの内容でございますが、3部構成になっております。まずは中学校夜間中学について夜間学級について、問い合わせがあったかどうか、またはそのニーズを把握するための取組をしているかどうか、また設置する予定があるか。同じく学び直しの場についても問い合わせ要望、またはニーズの把握の取組、または接する予定があるか。最後に夜間中学校、夜間学級や学び直しの場に関する市町村教育委員会との連携に向けた協議会についてどう考えるか、以上でございます。

谷口委員

このアンケート集計結果はいつ頃まとめられるのか。

子ども教育支援課長

今、鋭意努力しておりまして、年内中にはまとめたいというふうに考えております。

谷口委員

年度内に上がって今月中にということですね。分かりました。

それで、それぞれの市町村教育委員会に、もしくは市町村に問い合わせがあったかどうかということだと思っておりますが、いろいろなお話伺っていると、そ

もそも夜間中学というのがあることすら知らない人が多くて、最近、全国紙で大きく囲みというか、特集で書かれたりしているんで、認知は広がってきているとは思いますが、聞いた話ですと、何で夜間中学、通われている方に聞いたところ、どうやって知ったんですかと言うと、たまたま看板が立っていたからというので、どこか広報で知ったとか、そういうことではなくて近くに夜間中学があるということで知ったという方もどうも多いらしくて、ですので、これは要望になりますけれども、アンケートの集計をするときに問い合わせがあったかどうか、これの件数だけでニーズがないというふうな判断を是非してもらいたくないというふうに思いますので、そこは是非よろしく願いをしたいというふうに思います。

最後、この項目の最後ですけれども、夜間中学について今後どのように取り組んでいくのか、最後にお伺いしたいと思います。

支援部長

先ほど申し上げましたとおり、国が通知などを出しまして、動きがございましたけれども、このような国の動向、これからも出ると思うんですが、それを注視をしつつ、今回市町村に対して行った夜間中学、それから先ほど申し上げた学び直しの場、そういうふうなアンケートの調査結果を踏まえながら必要に応じて検討会議等を設置をいたしまして、課題の共有化や対応等について協議を行うこと、こんなことも視野に入れているところでございます。引き続き、そうしたことを踏まえまして、設置主体でございます市町村教育委員会と話し合いを進めてまいりたいと考えております。

谷口委員

先ほど申し上げましたように、アンケートに現状がそのまま反映するかどうか、本当に疑問なところもありますが、そこはしっかりとやってもらいたいということと、それから冒頭御説明のあったように約8割の方が現在外国籍の方ということであります。学び直しという点とそれから今日本語をなかなかうまく使えなくて、困っていらっしゃる方、そうした支援も含めてこれもしっかりと市町村と勉強しながら進めてもらいたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

最後に、県立高校の自転車通学の安全対策についてお伺いしたいと思います。これについては、今回の本会議の一般質問で取り上げさせていただいて、答弁もいただいたところでもありますけれども、ちょっと確認も含めてお伺いをしていきたいと思っております。

まず、最初に、生徒が関わる自転車の交通事故の件数、それからどういう事故があるのか。ちょっとそこをまず確認させてください。

保健体育課長

県教育委員会では、県立学校の児童・生徒が救急搬送を伴う交通事故に関係した場合、速やかに報告をすることを求めています。この報告に基づきお答えしますと、平成27年度に発生した県立高校生の生徒が関わる交通事故はこれまでに11月30日時点でございますが71件ありました。このうち約37%の26件が自転車運転中の事故でした。

事故の態様でございますが、自動車との事故が14件、トラックなどの大型車

両との事故が5件、そして、自転車同士の事故、歩行者への衝突事故、自損事故がそれぞれ2件、最後にバイクとの事故が1件となっております。

谷口委員

生徒さんが加害者となった事例はどの程度あるのか、把握している範囲で結構ですので、お伺いしたいと思います。

保健体育課長

先ほど申し上げました報告に基づいて申し上げますと、生徒の運転する自転車が事故の原因、起因者となったものについては、あるいは相手方に負傷を負わせた事例という形で3件ありました。その内容ですが、しゃがんで清掃していた女性に衝突し、こめかみに2針を縫うけがを負わせた。また、自転車同士で衝突し、70歳代の相手方に右肘打撲傷を負わせた。三つ目として自転車同士で衝突し、相手方の右ひざに負傷を負わせたという、この3例がございます。

谷口委員

それは、分かっている範囲で結構なんですけれども、損害賠償の請求があったかどうかということは分かれますか。

保健体育課長

報告書の中では特に損害賠償という形のものには触れておりませんでした。

谷口委員

本会議でも申し上げたんですが、神戸で9,500万円、それから本県でも5,000万円という損害賠償請求が出ておりますので、自転車通学の生徒さんに対する保険加入についてはしっかりと進めたいと思っていますんですが、今の加入状況、それから一般的にどんな保険に加入しているのか、確認させてください。

保健体育課長

加入の状況でございますが、自転車通学者に必ず加入させているという学校は約2割の学校がございました。また、自転車通学者に加入を勧めている、あるいは生徒全員に加入を勧めていると回答した学校は、合わせて7割ありました。これに先ほどの加入させている2割の学校を加えますと、約9割の学校で自転車保険の加入を勧めているという状況でございます。

そして、加入の一般的にというところは不明でございますが、加入している学校の保険状況ですが、全国高P連賠償責任補償制度を活用している例がございました。この保険契約は一般社団法人全国高等学校PTA連合会を契約者とするPTA賠償責任保険の団体契約であり、対象となる事故の範囲は生徒の行為に起因する賠償責任としており、対人・対物合算で1億円まで補償を行うものです。これに伴う掛金は生徒1名当たり年間300円となっております。

なお、この保険は学校単位で加入する、あるいは加入者が10万人を超えない場合は補償額が変わるといった条件がございます。

谷口委員

もう時間がないので、最後になりますけれども、年間300円で補償が1億円って、普通の保険に入ると数千円以上するかと思うんですけれども、これだったら気軽に何とか入れるんだと思うんです。そういう意味でこの勧誘を進めていっていただきたいということも含めて、今後加入促進するために今後どうい

うふうに取り組んでいくのか、最後にお伺いいたします。

保健体育課長

まずは自転車保険についてその必要性を理解していただくことが重要ですので、これまで保険加入を勧めたことのない学校に対しては、学校ぐるみで取り組むことを必要性を学校長会議等の場で説明してまいります。また、加入に当たっては、保護者や生徒の理解が必要ですので、入学時の保護者説明会や自転車通学を許可する際などの機会を捉えて高額賠償の事例や他校の例などを紹介しながら、保険加入を促してまいりたいと思います。

谷口委員

事故を起こした場合、被害者の方もそうですし、加害者の方も人生も変わる可能性もありますので、実技講習や安全講習を進めると同時に、万が一に備えるための自転車保険の加入についてはしっかりと進めていただきたいということを要望して質問を終わります。